

鹿児島監督署だより 第6号

鹿児島労働基準監督署

平成28年1月



明けましておめでとうございます。

今年も、「誰もが健康で安心して働くことができる明るい職場」をめざし、労働条件や労働災害防止に関する基礎知識をお知らせしてまいります。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今年1年、健康なからだを守り、効率良く仕事ができる環境を整えるために、労働時間を見直してみましよう。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、疲労が蓄積して、脳・心臓疾患を発症するリスクが高くなるほか、仕事への意欲や効率が低下します。労働者の心身の健康を守るため、時間外・休日労働をできるだけ減らし、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりにつとめましよう。将来的に過労死等をゼロにするため、国は平成32年までに、「週労働時間60時間以上の労働者の割合を5%以下にする」「年次有給休暇取得率を70%以上にする」という目標をかかげています。

長時間労働の削減に向けた取組

まず、労働時間を適正に把握しましよう。労働時間を適切に把握しないと、割増賃金の未払だけでなく、長時間労働の実態が見逃され「過労死」の温床になります。特定の部署や人に、時間外労働が偏っていませんか。

時間外・休日労働を適法に行わせるには、時間外・休日労働協定（36協定 第2号参照）を監督署に届出て、職場の見やすい場所へ掲示するなどの方法で労働者に周知することが必要です。

時間外労働は、36協定で定めた延長時間の範囲内におさめ、適正に割増賃金を支払いましよう。

年次有給休暇の取得促進に向けた取組（労働基準法第39条・第136条）

年次有給休暇は、①6か月間の継続勤務 ②全労働日の8割以上の出勤という2つの条件を満たした労働者（パート・アルバイトを含む）に発生し、取得できる権利です。年次有給休暇の取得を制限することや、取得を理由とした不利益な取扱（賃金・賞与の減額など）は禁止されていますが、「パートには年休は無い」・「年休は月1日まで」等と言われた、旅行などの理由では年休が認められなかった等のご相談が、多数寄せられています。年次有給休暇の残日数がわかるように管理簿を整える、労使で話し合って計画的な取得を進める等の取組を進めましよう。

働き方・休み方に関する取組に、ぜひご活用下さい

働き方・休み方改善コンサルタント（無料・秘密厳守）鹿児島労働局監督課099-223-8277

働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp>

平成27年度 年末年始無災害運動

2016年1月15日まで

年末年始無災害運動は、毎年12月15日から1月15日まで「働く人たちが無事故で1年を過ごし、明るい新年を迎えられるように」という趣旨で、中央労働災害防止協会が主唱して昭和46年に始められ、今年は45回目という節目の年にあたります。

災害防止団体による職場パトロールや安全祈願祭などの取組も行われますが、新年を迎えた新たな気持ちで、転倒などの危険箇所がないか、機械設備の定期点検に漏れがないか、職場内を再点検してみましょう。必要な有資格者が定年や配置換えで足りなくなる場合もあり、資格者が足りているか確認して、早めに資格取得計画をたてることも良い取組です。

鹿児島県の産業別最低賃金が改正されました。

鹿児島県最低賃金は、平成27年10月8日から、時間額694円に改正されました。

また、自動車（新車）小売業最低賃金は762円（平成27年12月10日から）に、

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は732円（平成27年12月16日から）に、

それぞれ改正されました。

詳しくは、鹿児島労働基準監督署、鹿児島労働局賃金室（099-223-8278）

最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口 鹿児島県社会保険労務士会内 0120-311-615
へお問合せ下さい。

管内の労働災害発生状況

27年11月末現在

（死亡者数） 26年11月末と比較した増減

全産業 738件（4人） +21（-5）

製造業 127件（1） -13（+1）

建設業 119件（1） +23（-2）

陸上貨物運送事業 97件（2） -9（0）

第三次産業 335件（0） +17（-3）

（小売業・社会福祉施設・飲食店・旅館業など）

死亡は4人。

建設業と第三次産業で増加しています。

☎こころほっとライン☎

メンタルヘルス不調や、
ストレスチェック制度など、
全国の労働者やご家族、
事業場の人事労務担当者から
のご相談をお受けします。

専用ダイヤル 無料
0120-565-455

月・火の17時～22時
土・日の10時～16時
（祝日・年末年始は除く）
受付時間にご注意下さい。

お問合せは 鹿児島労働基準監督署 担当 平松
鹿児島市薬師1丁目6番3号 TEL099-214-9175 音声案内④